

令和２年２月 定例教育委員会 議事日程

１ 日 時 令和２年２月１９日（水）午後１時３０分から

２ 会 場 伊予市役所２階 会議室１

３ 出席委員

教育長	渡 邊 博 隆
教育長職務代理者	矢 野 ひとみ
教育委員	鷹 尾 秀 隆
教育委員	高 橋 久美子
教育委員	水 口 良 江

４ 会議に出席した事務局職員

教育監理監	武 智 茂 記
事務局長	佐々木 正 孝
学校教育課指導主幹	福 原 浩 一
学校教育課指導主事	高 石 達 也
学校教育課課長補佐	田 中 富 美
学校教育課	
学校給食センター所長	川 本 英 人
社会教育課長	山 岡 慎 司
社会教育課課長補佐	堀 内 和 美
社会教育課課長補佐	宇 都 光 英
学校教育課係長	水 野 知

５ 欠席した事務局職員

社会教育課課長補佐	北 岡 康 平
-----------	---------

６ 協議事項等

(１) 議案審議

議案第７号 伊予市立学校管理規則の一部を改正する規則について

議案第８号 伊予市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針の制定について

議案第９号 伊予市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の制定について

議案第10号 伊予市学校等施設長寿命化計画の策定について

(2) 報告事項等

- ア 3月教育委員会行事予定について
- イ 事務局報告事項等について
- ウ その他

午後1時30分 開会

○佐々木事務局長 開会

○渡邊博隆教育長 ただいまより2月の定例教育委員会を開会させていただきます。

全世界的に新型コロナウイルスが蔓延されて非常に大変なので、学校現場もインフルエンザを含めて注意していますが、今のところ大丈夫ではなかろうかと思われます。今日の新聞に載っていましたとおり、3月の定例市議会が2月25日から3月19日の間に行われます。一般会計が167億1,051万円。小見出しに当初予算で教育・子育て支援重点と掲載され、その内容は、小・中学校の高速大容量のネットワーク環境整備、国が23年度くらいまでに生徒一人一人、校内でタブレット端末が活用できるような環境整備を整える。また、子供たちの標準カロリー摂取量が十分とれてない、特に中学生がとれていないということで、いわゆる子育て支援として給食費補助金も今回、当初予算に盛り込んでいます。

それでは、本日の会議録署名委員は矢野委員さんですので、よろしくお願いいたします。

また、12月の会議録について、御承認いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡邊博隆教育長 ありがとうございました。

それでは、5番目の協議事項等、まず議案審議について、議案第7号伊予市立学校管理規則の一部を改正する規則について、事務局長より説明願います。

○佐々木正孝事務局長 議案第7号伊予市立学校管理規則の一部を改正する規則について、提案理由として、文部科学省が平成31年1月に策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が法的根拠のある「指針」へ格上げされたことにより、今年度中に服務を監督する教育委員会において、教育職員の在校時間の上限を定めることに伴い、規則の一部を改正する必要性が生じたので提案しました。

議案書2ページ以下をお願いします。

この後は、福原指導主幹が説明します。

○福原指導主幹 今年度中に教育委員会の規則の中に織り込みなさいと文部科学省からのお達しでありますので上程しました。

現在、第31条に「勤務時間等」とありますので、その後に第31条の2として「勤務時間の

上限」を追加します。第31条の2、委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下、「給特法」という。）第2条に規定する教育職員（以下、「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、給特法第7条の指針に規定する在校等時間（以下、「教育職員が業務を行う時間」という。）から給特法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間（以下、「所定の勤務時間」という。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。1カ月について45時間。1年について360時間。委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。1カ月については100時間未満。1年については720時間。それから、1カ月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1カ月、2カ月、3カ月、4カ月及び5カ月の期間を加えたそれぞれの期間において1カ月あたりの平均時間について80時間。1年のうち1カ月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数については6カ月。前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、委員会が別に定める。

附則、この規則は、令和2年4月1日から施行する。

4ページについては新旧対照表を載せています。この31条の2を新たに追加するという事で、御審議をよろしくお願いします。

○渡邊博隆教育長 御意見はありませんか。高橋委員。

○高橋久美子委員 3ページの(3)について、1カ月ごとに区分した各期間になっていますが、具体的に、どういう計算の仕方になるのか教えて下さい。

○福原指導主幹 簡単に言えば、平均した時間が80時間を超えないようにすることです。例えば、ある1カ月は40時間だった、次が100時間いってしまったら次が70時間みたいに、平均した場合に80時間は絶対に越えないようにするという事です。

○渡邊博隆教育長 そのほかございませんか。鷹尾委員。

○鷹尾秀隆委員 具体的に言えば、例えば1年について720時間、1カ月について100時間を超えそうになるという場合は、強制的に校長なりが残業はするなというふうにするわけですか。

○福原指導主幹 あくまでも先生方の健康を考えてということで文科省が示しています。実際問題、学校現場ですから、朝8時から始まるとしても、先生方が朝8時ちょうどに行くことは無理となれば、30分なり1時間なり早く行くとすると、それだけでも1カ月20日とすれば、10～20時間の時間外労働が発生する。その上、4時30分が一応勤務時間の終わりですから、そこで1時間残れば、それだけでまた20時間になります。だから45時間というのは非常に厳しい

数ではあります。一応目安の時間として、これが罰則があるわけではないですが、勤務時間の上限を設けることによって、先生方の健康管理、これが一番ですので、それに配慮して、勤務量の多い先生であれば平準化を図るということです。実際問題、来年から新学習指導要領が始まるため、先生方の業務量が減るわけではないので、大変厳しい課題ではありますが、まずはこのような形で取り組みたいと思います。

○渡邊博隆教育長 矢野委員。

○矢野ひとみ委員 指導主幹さんが言うように、現実的には、31条の2、第1項については、本当に大変だろうと。第2項も大変ではないかと思います。管理職としては業務量を考えて、仕事の割り振りをするというのは分かりますが、来年1年見るとお話がありましたが、引き続き、統計をとって委員会提出してもらえるのでしょうか。

○渡邊博隆教育長 今、ミライムというソフトが整備されましたので、各先生方の出勤時間、それから退庁時間が分かり、勤務時間が全部残るようになっていきます。全13校の状況が指導主幹に集約されて見ることができます。先日、最終の第5回の市内の校長会に各学校の勤務状況について、それぞれグラフで提示しましたが、やはり全般的に中学校の部活動従事の関係で、中学校が全体的にやはり多いです。そして、小学校も多い人もいます。職種によって、教頭先生、それから教務主任の先生方が多い傾向です。毎月毎月オーバーしているので、それで先日、この45時間の設定自体は、言うならば1日2時間ちょっと残業したら、20日でオーバーするので、この設定自体をどういう基準で選んだか、先ほど主幹が言ったように、先生方の健康保持、福祉のために設定されているので、これを守らなければならないという捉え方ではなく、どのようにしてこれをできるだけ守っていくかを、職種同士で話し合いを持ったらどうだろうかという提案をしました。

教頭先生、教務主任、学年主任等々、この職種の先生だけは忙しいという負担感を持つのではなく、できるだけこの意向に沿った形の学校運営をするために市内全体で一つの平準化を求めるというふうな意味合いからも、年度当初、早々に話し合いの場を設けたいと思っています。

○渡邊博隆教育長 矢野委員。

○矢野ひとみ委員 よくわかりました。時間のことだけ詰めてしまいますと、先生方の仕事量は決まっているため、これだけはどうしてもしないといけないことがあります。例えばどうしても校内で仕事ができなかった場合に、持ち帰ってというふうなことも出てくると思います。また、本当に必要な業務の取捨選択をした上で、先生方の勤務全てに目をやって、この法律ができれば、本当に先生の健康保持については一番いいと思いますので、お話し合いをしていただいたらと思います。

○渡邊博隆教育長 ありがとうございます。

いろいろな形でいろいろな視点が出てきたわけですが、今、矢野委員さんが言ったように、

できんからカウントされんように家に持ち帰って仕事をするというのは本末転倒です。福祉の確保というのは、家族との時間も十分にとれるように、従来できてなかったことをしなさいよという視点でこの指針が示されたから、その辺も一つの話し合いの視点として、今後考えていかななくてはならないと思います。

○渡邊博隆教育長 鷹尾委員。

○鷹尾秀隆委員 私も教育委員になって教育現場を初めて行ってびっくりしました。朝7時過ぎから、出勤のときに先生方が子供達を見守るということ。昔はしなかったと思います。先生方は、私ら生徒が学校に行ってグラウンドで遊んでいたら来る。帰りも、私らが部活していたら先生方は帰るという感じでした。私ら、中学校のときの部活は、先生方はいなかったと思います。自分らと、たまに先輩が来て指導してくれるくらいでした。だから、不要な業務を見極めて業務改善することが、やっぱり大事だと思います。業務量を減らさないとうしようもないですから。今までのやってきたことを減らすことに対して非常に抵抗があるかもわかりませんが、思い切って業務改善をやったほうがいいと思う。

○渡邊博隆教育長 その意味合いで、いろんな形の、部活動でも、中学校等、外部指導者をお願いしていることもありますが、ただ外部指導者としては、子供たちの発達段階を十分理解している。そして子供たちの考え方も十分に受容できるような、そして教育的配慮ができるような指導者、ただ勝利至上主義ではない、やっぱり人間味のある指導者となると、誰も彼もが外部指導者に適格にはなりません。しかも講師謝金的なものも発生するため、一長一短ありまして、すぐに賄いあげることができません。近隣市町では、外部指導者が土曜日に入っているところもありますが、まだまだ伊予市の場合は、そういうふうな外部指導者が入るところまでは行ってないのが現状です。

また、鷹尾委員が言われた、昔みたいに教職員自身がさっさと帰る環境には今は絶対ならないと思います。子供達を放っておいて学校を去るのではなく、子供達が見えないところまで見送って、見守っても、それでもし事故があったら責任を問われるような今の社会常識、社会環境になっていますので、子供たちが宝であるというのが一つの大きなものであらうと思います。

いろいろ御意見あると思いますが、議案第7号伊予市立学校管理規則の一部を改正する規則につきましては御賛同いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡邊博隆教育長 ありがとうございます。議案第7号は議決されました。

それでは、議案第8号伊予市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針の制定について、佐々木局長をお願いします。

○佐々木正孝事務局長 それでは、議案書5ページをお願いします。

これにつきましては、先ほど議案第7号で御了解いただきました部分につきまして、議案書

3 ページの 3 項の一番最後に、「委員会が別に定める」という規定に即しまして、この方針を制定する必要が生じたので提案しました。

詳細につきましては、福原主幹から説明させます。

○渡邊博隆教育長 福原主幹。

○福原指導主幹 議案書の 6 ページ「1 趣旨」の 4 段落目をご覧ください。先ほど説明したガイドラインを参考に、伊予市立学校の教育職員が疲労や過度な心的負担を蓄積して健康を損なうことなく、自らの専門性を高め、誇りややりがいを持って、児童生徒に対して効果的な教育活動を行うことができるよう、業務の削減や勤務環境の整備を進めるものです。

「対象者」は、学校の事務職員は、これは 36 協定を締結して、時間外労働の規制が適用されておりますので、事務職員を除く教育職員になります。

「勤務時間の上限の目安時間」は、「(1) 勤務時間の考え方」として、在校時間と校外での業務に従事した時間、校務として参加する研修、児童生徒の引率の時間、管理職の職務命令や承認を得た業務、従事した時間を外形的に把握できるもの、したがって、部活動であれば従事簿に沿ったものであれば、これらを加えたものを在校時間とする。

「(2) 上限の目安時間」として、先ほどの説明のとおり、1 カ月の目安が 45 時間で、年間 は 360 時間です。

「(3) 特例的な扱い」として、1 年間では 720 時間、それから 45 時間を超える月が 1 年間に 6 月までとする。それから、1 カ月の時間外勤務時間が 100 時間未満であるとともに、連続する月のそれぞれの期間において各月の在校時間等の総時間の 1 カ月平均が 80 時間を超えないようにすること。これは先ほどの議案第 7 号の規則の時間と同じです。

「(4) 在校等時間の把握方法」として、伊予市の場合、先ほど教育長が説明したとおり、現在、グループウェアのミライムを使って出退勤記録を把握しています。校外での業務に従事した時間や土日祝日などの校務についても、できる限り客観的な方法により日々把握するようにお願いしています。特に、自己申告に基づく、所定の勤務時間外に自発的に行う自己研さんの時間その他の業務外の時間については、実態と乖離していることがないように適正に自己申告を行うことなど十分に説明をすること。また、校長は、月ごとに教育職員の在校等時間を別に定める様式により、教育委員会に報告すること。ミライムを使って、教育委員会に毎月の勤務時間を報告してもらうようにしています。 「(5) ワークライフバランスの実現及び健康確保」として、本方針の実施に当たり、教育委員会及び校長は、休憩時間や休みの日の確保等労働法制を遵守するとともに、学校閉庁日やリフレッシュ休暇等の活用を含め、教育職員の年次有給休暇の取得促進に努めるなど、教育職員のワークライフバランスの実現に向けた取組を促進すること。また、必要に応じ、健康管理医（産業医）による保健指導を受けさせること。

「(6) 学校における働き方改革の推進」として、本方針の実施に当たり、教育委員会及び校長は、保護者や地域社会の理解と協力が不可欠であることから、学校における教育の質の

維持向上を図るとともに、保護者や地域社会が本方針等の内容を理解できるよう、広く情報発信に努めること。

以上で説明を終わります。御審議をよろしく申し上げます。

○渡邊博隆教育長 ありがとうございます。その趣旨等について、御意見、御質問がございましたらお願いします。

○渡邊博隆教育長 鷹尾委員。

○鷹尾秀隆委員 6番目の最後、「保護者や地域社会が本方針等の内容を理解できるよう、広く情報発信に努めること」という、文面は理解できますが、具体的にどういうことを考えていますか。

○福原指導主幹 具体的に言うと、先生方の勤務時間を毎月報告してもらっていますが、勤務時間の実態を発信する。あるいは、それぞれの学校の取り組みについて、学校だよりなどで発信する。

このあたりが来年度に向けての課題でもありますので、今年度、まずは実態把握という形で協力をお願いしましたので、そういう形になると思います。

○渡邊博隆教育長 はい、高橋委員。

○高橋委員 「5 ワークライフバランスの実現及び健康確保」において「休憩時間や休みの日の確保等労働法制を遵守する」と記載されていますが、例えばお昼休み、実際、学校の先生はお給食、生徒と一緒に食べるから、休憩にはならないと思います。例えば交代して教室に入る先生、入らない先生をつくるのか、時間をずらすのか。どれぐらい今、休憩時間は、学校ができていいのか、実態とこれからの見通しを教えてください。

○福原指導主幹 学校においては、給食を担当する教職員とそうでない教職員とでは休憩時間が違います。7時間45分が勤務時間で、45分が休憩時間になります。だから、給食を担当していない教職員、給食時間を含めた時間帯が休憩時間になります。学担とか給食を持ってる教職員は、業間の休み時間、あるいは昼休みが一応休憩時間になります。ただ、なかなかゆっくり休むというのが難しいところが実態としてはあります。

○渡邊博隆教育長 学校の職種によって勤務時間の割り振りを、年度当初に作ります。そして、学級担任は給食指導するからその時間帯は勤務の時間になり、それ以外の者は休憩時間になります。それぞれ休憩、休息時間の色分けも、それぞれ勤務時間の割り振りの中には入れて対応していますが、実際の休憩時間に子供たちのノートを見たり、テストをつけたりしているのが実態ではなかろうかと思います。

矢野委員。

○矢野ひとみ委員 原則、先生方は職種によって、ちゃんと法的には、休憩時間、休息時間を割り振っています。でも、現実問題として、子供が来たら帰るまではまず目は離せませんので、ほぼ休みがないと思います。ほかの職種とは違い、お昼の時間、昼食だから1時間たつぷ

り休めるかというたら、まずそれはありません。食べながら、子供の指導をしながら、ノートに丸つけしながら、というのが実態ではないかと思います。

○渡邊博隆教育長 議案第8号 伊予市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針の制定につきましては御賛同いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡邊博隆教育長 ありがとうございます。議案第8号は議決されました。

次の議案第9号伊予市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の制定について、山岡課長、よろしくお願いします。

○山岡課長 それでは、議案第9号伊予市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の制定について説明します。8ページをお願いします。

提案理由は、伊予市立図書館において、財源の確保と市民サービスの向上、地域経済の活性化を目的とした広告掲載（雑誌スポンサー制度）を実施するにあたり、新たに要綱を制定する必要が生じたので提案し、教育委員会の議決を求めるものです。

9ページをお願いします。

第1条で趣旨、第2条で定義を定め、「雑誌スポンサー制度」とは、広告を掲載する者、いわゆるスポンサーから伊予市立図書館が所蔵しようとする雑誌に付するカバーにスポンサーの広告を掲載し、図書館利用者の閲覧に供する制度としています。

第3条でスポンサーの対象を、第4条でスポンサー募集及び指定雑誌の一覧の公告を、第5条で広告等の規格、第6条で広告掲載期間、第7条でスポンサーの申込み、第8条でスポンサー等の審査及び認定期間等、第9条で覚書の締結について定め、スポンサー申込みがあったときは、伊予市広告掲載審査委員会の審査を経まして、図書館長の合意により認定の可否を得て、その後、スポンサーと教育長の間で覚書を締結します。第10条で寄贈する指定雑誌の発注及び支払いを、第11条で掲載広告等の原稿の提出を、第12条で掲載広告等の変更等、第13条で掲載広告等の取下げ、第14条で掲載広告等の取消し、第15条で免責事項、第16条で寄贈された指定雑誌の取扱い、第17条でスポンサーの責務、第18条でその他、そして附則により、この告示は令和2年3月1日から施行します。

お手元の伊予市立図書館雑誌スポンサー制度の概要という、フロー図をご覧ください。こちらで説明しますと、①指定雑誌の提示ということで、適当と思われる雑誌、図書館が想定しています雑誌を提示します。スポンサーは、その中から②寄贈する雑誌を選定します。そして、③雑誌スポンサー制度申込書を図書館に提出する。その提出いただいた内容について、図書館で④認定審査します。⑤スポンサー認定・通知書を送付して、⑥覚書の締結を行います。⑦掲載広告等の原稿の提出をいただき、⑧スポンサーは雑誌納入業者に発注、代金の支払等をして、⑨図書館に雑誌の納品。そして、⑩雑誌カバーへの広告等掲載・雑誌の配架を行います。

なお、⑦でいただいた広告等の原稿を雑誌カバーに反映する予定です。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○渡邊博隆教育長 ただいま説明していただきましたその説明について、御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

○渡邊博隆教育長 水口委員。

○水口良江委員 スポンサーに指定雑誌の提示について、①で記載されていますが、例えば具体的にどういう雑誌をどういうスポンサーにお願いするのか。どのぐらい広告料が入る見込みか教えて下さい。

○渡邊博隆教育長 山岡課長。

○山岡課長 指定雑誌について、大体図書館で取り扱っている毎月発刊している、例えば現代農業、NHKきょうの料理、暮らしの手帖、じゃらん、歴史街道等の月刊誌を考えています。このような雑誌のオーナーになっていただき、この経費をスポンサーからいただいて、広告を掲載した上で皆さんに御利用いただく制度です。

○渡邊博隆教育長 高橋委員。

○高橋久美子委員 広告カバーとは、本の外側につけるブックカバーみたいな形ですか。それとも雑誌の表紙そのものに何かする形ですか。

○山岡課長 確定してない部分もありますが、雑誌の外側にカバーをつけて、そこに広告を載せる予定です。

○高橋久美子委員 今は、ブックカバーをつけないで、そのまま置いているのですか。

○武智教育監理監 雑誌を、そのままカバーも何もつけずに置いている状況です。その上に透明のビニールカバーをつけて広告することを予定しています。

○高橋久美子委員 そうしますと、細かいことになりますが、例えば半年を契約した場合は、同じカバーを6カ月間ずっとつけるのですか。

○山岡課長 1月号、2月号と中身が変わりますが、1月号が終わったから外すのではなく、増えていく感じです。

○高橋久美子委員 中の雑誌を取り出して、同じカバーを2月号のカバーにするのではなく、毎月毎月新しいカバーをつけるということですか。

○武智教育監理監 細かいところまで決めていませんが、今考えているのは、毎月毎月カバーをつける予定です。雑誌は、即廃棄ではなく1年間は閲覧できますので、バックナンバーで読むときは、カバーがついた状態で閲覧する形になるかと思います。

○渡邊博隆教育長 水口委員。

○水口良江委員 この企画をするということは、ある程度、経費を削減する一つの案として提案していると思いますが、大体の見通しを教えてください。

○山岡課長 今、お声がけいただいているのは伊予ロータリークラブさんです。ある程度の予算を示していただいた中で、何かの役に立ちたいと応募していただき、IYO夢みらい館の図

書館で、制度を整えまして、4月1日から早速、ロータリーさんには決めていただいた雑誌の
スポンサーになってもらう予定です。あとロータリーさんだけではなくて、いろいろな企業や
団体にも、今後、広報活動をしたいと思っています。

○渡邊博隆教育長 高橋委員。

○高橋久美子委員 先ほどの制度の概要のこの図を見る限りでは、多分、カバーについてはス
ポンサーが責任持ってつくって納入するかと思います。例えば、雑誌なので、1カ月終わっ
ても、先ほどのようにバックナンバー見たいという人のために置いていて、長いこと置いてい
るうちに、カバーが破損する可能性もあると思います。その時、破れているからスポンサーさ
んに持って来てもらって変えてもらうのか、図書館側が管理するのか、その責任所在はどこに
どういうふうに帰属するのでしょうか。

○山岡課長 カバーにはめ込むか張る形での広告の掲載になるかと思いますが、そのカバー自
体が壊れた時、やはり修繕しないといけないと思います。当然、データをスポンサーからいた
だいていますので、図書館側が修繕して、広告期間はきちんと利用者の方に利用いただく予定
です。

○渡邊博隆教育長 水口委員。

○水口良江委員 私はいいアイデアだな、すごくいいことをされると思って聞かせてもらい
ました。第3条のスポンサーの対象で、市内に事業所を有する法人その他の団体、と市内に限
定していると思います。例えば、きょうの料理の本に関しては、今の時代だから、募集をかけ
れば、ひょっとしたら市内に事業所がない、料理だから例えば、味の素であったり、いろい
ろな対象が広がるのではないかと思います。できるだけ幅を広げて、インターネットで募集する
方法もあるかと思いますので、もう少し大きく視野を広げたらどうかと、思いました。

○佐々木正孝事務局長 これにつきましては、部内でも検討はしましたが、一番最初であるた
め、とりあえずは市内に限って募集するとの結論に至りました。今後、動向を見ながら市外に
についても広げていきたいと考えています。

○水口良江委員 よくわかりました。ありがとうございます。

○渡邊博隆教育長 新規の試みということで、議案第9号伊予市立図書館雑誌スポンサー制度
実施要綱の制定について、御承認いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡邊博隆教育長 ありがとうございます。議案第9号は議決されました。

それでは、続きまして議案第10号伊予市学校等施設長寿命化計画策定について、佐々木局長
お願いします。

○佐々木正孝事務局長 議案集17ページをお願いいたします。

議案第10号伊予市学校等施設長寿命化計画の策定について、提案理由として、老朽化が進む
学校等施設の現状を把握し、大規模改修や長寿命化改修などの中長期的な計画を立案し、園

児・児童・生徒の将来推移や社会情勢等の変化も視野に、今後の学校へのニーズについても併せて検討し、総合的かつ中長期的な学校等施設の整備計画を目的に策定する必要性が生じたので提案しました。

なお、詳細の説明につきましては担当から説明をさせます。

○事務局 伊予市学校等施設長寿命化計画について御説明になります。前回の説明では、概要版で説明しました。結果に至るまでの考え方を追加等、補強等しましたので、そういったところを主に、改めて全体通してまた説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

表紙をめくっていただき、目次があります。目次についても若干変更しています。概要版では、「学校施設の長寿命化計画の背景・目的等」を「はじめに」という題にしましたが、中身には概要版と変更ありません。第6章で「長寿命化の実施計画」とありますが、都市計画を考える上に優先順位を設定しましたので、それに関して「6.2 保全優先順位の設定」を追加した内容になっています。

1 ページ「第1章 はじめに」。概要版ではなかったですが、第1章の題の下に第1章の内容について、概要がわかるような文章を2行、もしくは3.4行で追加しています。

「1.1 計画策定の背景と目的」、概要版から追加したところは、「伊予市公共施設等総合管理計画」や国交省が作成している「インフラ長寿命化基本計画」に基づいて、今回、長寿命化計画を策定することが求められていることは変わりはないですが、3段目の段落で、学校等施設の延べ床面積が、市が保有している公共施設のおよそ35%を占めており、老朽化の進行に伴って、今後、大規模な改修や更新に必要な経費を確保することが課題と書かせていただきました。次の段落では、人口の増減をお示しし、特に年少人口が徐々に減少することと、老年人口が増加すること、少子高齢化が今後進行していくこと、それに伴い、学校等施設に求められるニーズも変化すると想定しています。最終的にそれらを総合的かつ中長期的な学校等施設の整備計画を策定することを今回の計画の目的に結んでいます。

2 ページ「1.2 計画の位置づけ」と「1.3 計画の期間」を示しています。これについては変更はありませんが、改めて申しますと、国の方針の「インフラ長寿命化基本計画」に基づいて、「伊予市公共施設等総合管理計画」の下に位置づけられる学校教育系施設と子育て支援施設の個別施設計画にこの計画は位置づけられます。計画期間は、文部科学省から「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」のとおり10年以上、今回、上位計画である伊予市の総合管理計画が10年間で更新することを踏まえて、今回の個別施設計画、10年間を設定して、5年間で計画を見直しするという計画期間にしています。

3 ページ「1.4 対象施設」これに関しては全く変更していません。

4 ページからは、「第2章 学校等施設の目指すべき姿」として、前回、概要版では結果のみをお示ししましたが、目指すべき姿を検討するに当たり、伊予市の教育大綱に掲げられた基

本方針から考え方を整理しました。基本方針にのっとりまして、安全性、快適性、利用者ニーズへの適応性、地域の拠点化を、目指すべき姿と設定しました。さらに、学校施設の長寿命化計画、個別施設計画で、環境への適応性と持続可能性について追加をして、本計画の目指すべき姿を整理しました。

5 ページに、目指すべき姿の実際のところを文章にて整理しています。これに関しては、概要版と全く文章等を変えていませんので、説明を省略させていただきます。

6 ページ「第3章 学校等施設の実態」概要版から一部変更しています。図の3.1、2020年度から約60%まで園児・児童・生徒数も含めて、減少すると改めて図の中に追記しました。

7 ページの表は両方とも追加になります。上の表は、学校等施設の関連経費の推移を整理したものを掲載しました。これによりますと、単年度で平均しますと3.3億円程度の経費がかかっており、今後の実施計画をつくるに当たって、財政を平準化する目安として考えるべき項目を整理しました。下の表は、学校等施設の保有状況を示しています。保有状況を整理すると、2019年度時点で築30年以上となるものが50%以上を占めていますので、今後はさらなる老朽化が予測されます。

8 ページ、その保有量をこれまでの事後保全型どおり耐用年数40年ぐらいで考えて、文科省の手引き、解説書に従って試算すると、40年間でおよそ370億、単年約9億必要と整理しています。この表に関しては、概要版と全く同じ内容です。

9 ページ「3.2 学校等施設の老朽化状況の実態」「(1) 構造躯体の健全性評価」のフローについて、前回説明した概要版では、翠小が耐震診断、耐震補強、実施済みではないと整理していましたが、調査によって実施している。耐震性は確保されていることが明確になりましたので、全て長寿命化と修正しました。健全性の評価は、この長寿命化判定に老朽化等であるとか、耐震基準、耐震の対策の実施を含む、圧縮強度の判定も全て加えて、全て健全であると今回確認をしました。10 ページに構造躯体の健全性判定として、各施設、各建物ごとに長寿命化の判定であるとか、全て健全となっていますが、そういったところを一覧表で示しています。

11 ページ「(2) 構造躯体以外の劣化状況の評価」弊社で作成したこの計画書以外の業務の目視の調査結果を引用しています。目視によって、屋根であるとか外部、外構とかの調査対象を調査方法の評価基準4段階で評価をしています。この評価基準に関しては文科省で定められています。それに基づいて今回評価をしました。12 ページにその評価の基準で、A、B、C、Dについて、屋根の部材ですが、どういうふうな判定で結果をBとかCとか、評価をしたか、一部の例を示しています。

劣化状況調査結果は、13 ページに載せています。結果自体は、概要版と同じですが、色の見方を、A、B、C、Dと、先ほどの評価基準に合わせました。健全度とは別に色のほうを変えています。劣化状況評価は、A、B、C、Dが入っていますが、今回はD判定はありません

でした。Aが青色で、B、Cというところ、どんどん暖色系に色を合わせています。健全度に関しては、A、B、C、Dの評価、各部材の評価から点数化をしているものです。これは文科省の方法によるもので試算しました。今回、伊予市ですと50点からおよそ100点に分布しています。100点は当然いいというところで、相対的に見ますと中山小学校、中山中学校の校舎が全体的に劣化が進行している、優先して改修、改築の対応が必要と書かせていただいています。

14ページ「3.2.2 今後の維持・更新コスト（長寿命化型）」全学校等施設の維持管理費を、予防保全型で長寿命化をした場合と想定したら、40年間の総額は幾らになるのか試算しました。これによると、総額は216億円で、約150億程度縮減が図れます。当然、コスト、財政負担を減らすことを見据えて、予防保全型に転換をしていくべきと考えられます。

今回、概要版から追記をしているのが、14ページの下から7行目の「ここで、」の文書です。ここには施設関連経費の推移の平均3.3億円ですが、学校施設の長寿命化改修であると国庫補助が使えることを追記しました。具体的には3分の2の費用負担になりますが、ただそれを見通してもまだ0.7億円程度不足します。今後の園児・児童・生徒数の推移を踏まえながら、学校等施設の再配置・複合化を推進していく必要がある。次節につながるような文章を追記しました。

15ページ「第4章 学校等施設整備の基本的な方針」再配置・複合化に関する方針、改修等の基本的な方針を示しています。

「4.1 学校等施設の再配置・複合化の方針」概要版には結果だけ示していましたが、考え方を追記しました。一段落目「本市においては、」は全て同じですが、三段落目「なお、」について、今回、幼稚園については、「伊予市公立保育所の適正規模及び民営化基本方針」に基づき、順次認定こども園となる予定ですので、今回の再配置・複合化の検討の対象からは外しました。また、給食センターに関しても統合を済ませており、老朽化度、健全度も高いため、対象外としていることをしっかり追記しました。

「4.1.1 方針の検討における留意点」まず今回、再配置・複合化の検討に当たって、「あくまでも方針（案）であるため、今後の人口分布や社会状況に応じて、適宜見直す予定であり、事業実施を決定づけるものではありません。」と留意点にただし書きとして追記しました。そのほかの留意点に関しては、「①旧市町の区分」「②人口分布状況」「③児童・生徒の通学区域」「④児童・生徒数、学級数の推移」など今回、再配置や複合化の検討に用いた考え方、算出の仕方等、説明をしています。これは15ページと16ページ、2ページにわたって説明を記載しています。

17ページ「4.1.2 各地域における再配置・複合化の方針」検討結果をそれぞれの地域において示しています。まず、伊予地域における再配置・複合化の検討結果です。内容については変更してません。伊予小、伊予中に関しては複合化、郡中小に関しては減築が考えられるとの結論を示しています。あくまでも検討というようにところを踏まえ、文末全て「考えられ

る」で結んでいます。

18 ページ、中山地域における再配置・複合化の検討結果です。ここの結論は、結果的には変わりませんが、文章を少し変更しました。今後40年間の中山地域の学校等施設の再配置・複合化の方針の枠囲いの中の佐礼谷小を若干変更しました。

「佐礼谷小においては、児童数の減少、老朽化状況を考慮して、中山小と統合することが考えられる。また、将来的には中山中と複合化することも考えられる。」と若干変更しました。変更前は、佐礼谷小も中山中に統合というだけの文章でしたが、まずやはり中山小との統合を考え、将来的には中山中とも複合化をしていくというところが、より理解されやすいかと判断し、このように変更しました。

19 ページ、双海地域における再配置・複合化の検討結果です。これに関しては変更していませんので、説明を割愛します。

20 ページ「4.2 改修等の基本的な方針」ここではまず、長寿命化の方針として、事後保全型から予防保全型に転換をするイメージを示しています。これに関しては概要版でも示しましたが、下の表の予防保全型に転換することによる大きなメリットを追記しました。2つ考えられますが、「長寿命化によるライフサイクルコストの低減」「定期的な点検による安全、安心の維持向上」をメリットとして示しています。より一層その必要性を理解していただくために追記をしました。

21 ページ「4.2.2 目標耐用年数の設定」概要版から追記しました。目標耐用年数は、よく建築の分野では用いられる建築物の耐久計画に関する考え方という建築学会から出されている図書を参考に設定しました。今回、学校に関して望ましい目標耐用年数として、構造に関わらず全て80年を目標としました。

22 ページ「4.2.3 学校等施設の改修等の基本的な方針」これも追記しました。

23 ページには目指すべき姿に対する基本方針の整理を示しています。概要版では結果だけ載せていましたので、22 ページにその結果に至るまでに、その目指すべきでの観点から今の現状を示すとともに、それがなぜできないのか課題を整理し、課題を解決するような基本方針の整理を示しています。22 ページに現状と課題を整理して、23 ページ基本方針を上げていきます。結果については、概要版から変更はしていません。

24 ページから「第5章 基本的な方針等を踏まえた施設整備レベル」更新周期を、表5.1の右側載せています。その上の文章で、「以下に、長寿命化改修における施設整備レベル及び更新周期を示しています。」と掲載し、建築物のライフサイクルコストという、国交省が監修している資料について、根拠の考え方を追加しました。。

25 ページ、見た目レベル、これ全て長寿命化の判定になり再掲で、概要版とは変更ありません。

26 ページ「点検項目、評価方法、周期等の設定」を追加しました。安全性のところでも、

非構造部材の点検をすることを方針に掲げていますので、どんな点検の種類で、どんな項目で、評価方法はどうか、どういう周期でやっていくべきか掲載しています。今回は、非構造部材の点検について、表5.2のとおり、自主点検に位置づけています。それらの項目に関しては、表5.3で示しているのとおり、対象とする部位は、今回の点検と同じですが、「屋根・屋上」「外壁」「内部仕上げ」「電気設備」「機械設備」で、4段階で評価します。点検周期は、5年に1回、計画を見直すことを踏まえ、5年に1回、全ての学校等施設に関して実施をすると、今回、明示しています。

27ページ「第6章 長寿命化の実施計画」長寿命化の10年間、優先順位を算出して、どういった施設から長寿命化改修をやっていくべきなのか、そしてこのコストは何円ぐらいかかるのかというところを、改めて平準化した結果を示しています。その長寿命化、平準化の必要性等について文章で示しています。

28ページに従来型と長寿命化型のコストの比較を両方載せています。これも再掲で、概要版とは変わらない内容です。

29ページ、その優先度、設定方法、考え方を追加しました。今回、保全優先度として、目視で調査をした部位ごとの劣化状況を数値化をし、それぞれ部位に長寿命化を図る重要度を設定しました。それは①と②で、その下にある保全優先度算定のための指標というところで、劣化度は文部科学省の手引きに従って4段階の点数をつけています。重要度は、委託業務の実績等から、部位の耐用年数に当たる影響を考慮して、割り増し定数を設定しています。それを各施設の棟で合計して、棟数で割ることで、各施設の棟が持つ平均値を算出して、プラス、その施設の中で最も年数の古い築年数を点数として採用しています。その優先度を踏まえて、「6.3 実施計画」で示していますが、国庫補助の補助要件も踏まえてどのようにするのか、30ページ、表6.1に優先度の高い順から学校施設等を並びかえて、実施計画の案を示しています。優先順位の1番、佐礼谷小の屋内運動場、3番、中山小学校の長寿命化改修というところ、中山小に関しては全ての校舎等、屋内運動場が優先的になっています。ここにある部位修繕とは、もう既に劣化が認められる、目視点検Cというような判定ですので、長寿命化改修に当たる前にやるべきで、優先度が高く、21年から23年度あたりで実施すべきと計画しています。これらの実施内容を下のグラフで示していますが、費用を見ると、おおむね平均5億円です。今回、調査した施設関連経費は年3.3億円ですが、国庫補助金分の1.7億円を踏まえ、およそ財政平準化ラインと同様になり、補助を踏まえて約5億円の平準化なれば、持続可能な計画、長寿命化の改修の計画ができるとの形にしています。

31ページ、ここでは維持・更新の課題と今後の方針を示しています。概要版とは変更してませんので、説明は割愛させていただきたいと思います。

説明は以上になります。

○渡邊博隆教育長 30ページにわたる丁寧な御説明、お世話になりました。

何かお気づきの点ありませんか。高橋委員。

○高橋久美子委員 30ページの10年間における維持、更新の計画表です。優先順位の上からの順番でまとめている、非常にわかりやすいと思うのですが、翠小学校が2番目になっています。単純に言えば早く改修したほうが良いということだと思います。翠小学校は、エコ改修事業でついこの間、10周年の報告も受けたばかりで、フレームはともかく、改修して非常に新しくきちんと改修されたと私たちはイメージを持っているのですが、それでも優先順位2番目になる何かがあるのですか。

○事務局 部位修繕というところが入ってきていますので、多分、目視の調査を、我々の業者ではないですが、点検をした方が、部分的に劣化が進んでるC判定をつけたと思います。それで部位修繕が出てきてますので、エコ改修では、環境の低減に資する改修を多分したと思いますが、それ以外のところで、やっぱり劣化に関してはここは直したほうが良いというような建築士の評価に基づき部位修繕が入ってきてしまうところです。具体的には、13ページ、表の26番、建築士の判断で電気設備と機械設備がC判定、照明器具だとか、そういう手洗い場とか、その辺の劣化度がちょっと現地見た限りで進んでいるので、C判定がついて、長寿命化改修ではないですが、部分的に修繕するという計画になっています。

○渡邊博隆教育長 そのほかございませんか。矢野委員。

○矢野ひとみ委員 18ページです。下のコメント「南山崎小学校と佐礼谷小学校の通学区域が重なる範囲が広い」と書いてありますが、広いのでしょうか。昔は双海町の子供が佐礼谷小学校に通学していたかと思います。犬寄のずっと上の子供でしたが、今も住んでいるか分かりませんが。

○事務局 この通学区域の定義は、15ページに掲載しています、文科省の「公立小学校・中学校の適正規模・適性配置等に関する手引き」に、小学校は4キロ、中学校は6キロ以内を通学区域としなさいと定められています。これに基づいて杓子定規的に4キロと6キロの円を描くと重なる部分が広いということで、実態と即していない部分もあるかもしれません。

○渡邊博隆教育長 鷹尾委員。

○鷹尾秀隆委員 17ページから、伊予地域、中山地域、双海地域と今後40年間の学校等施設の再配置・複合化を検討しています。40年、2060年までにと記載されていますが、例えば10年間の計画を立てる場合に、40年後のことを考慮して計画を立てているのか。いや、これ40年間と書いていますが、5年、10年の再配置・複合化の方針とすべきですが、とりあえず40年というふうに書いるのか、その辺の考え方を教えて下さい。

○事務局 文科省の解説書には、計画期間は10年間以上と書かれており、その中で再配置や複合化、そして具体的な長寿命化改修の実施時期、対象施設も明示するのが望ましいと示されています。40年後をしなさいとは書かれていませんので、どこまで具体的に出すかは、当然、各市町の決定に基づきます。例えば40年の計画を立てるとなると、コストとか実施計画に関して

は、やっぱり中・長期的に見通すことは難しいところです。一方で、今回、10年間に絞りましたが、適正配置とか適正規模というところも、10年間で何をやるかといいますと、伊予市では公共施設保護管理計画で、とりあえず現状維持を10年間はするとうたっていますので、それは守っていくものだと思います。10年間以降、40年後とか50年後を見据えたときに、今からどういうことを検討しないといけないか、準備ということで、今回、計画として方針の案として、もし人口推計をこのまま進むなら、どのような状況になり、学校の統廃合とかも考えなければならぬということで、考えられるという文章で全て結んでいます。

○鷹尾秀隆委員 中山小学校、中山中学校は、非常に老朽化で改築が優先される。例えば、複合化とかを織り込んでするのか、いやもうただ現状をよくする、長寿命化する工事をするのか、このあたりで全然違ってくると思います。

○事務局 そのとおりだと思います。望ましい姿と思われるのは、ここの計画ではそこまで具体的には書いてはいませんが、10年以降を優先的に、長寿命化改修を中山小・中は、例えば方針としてももう複合化することが決定できれば、そこに新築しますので、全て長寿命化に資する建物を建てるのが一番いいかと思います。ただ、そこまでの方針は今立てることはできませんので、あくまでも優先度に従うと、老朽化状況とか踏まえると、現状では中山小・中は早く手を打ったほうがいいと思われます。一方で、やっぱり児童・生徒数の推移を見れば、複合化等の方針も考えられるというようなところまでで、一応、今回の計画として、まとめたところです。よって、5年後の見直しのときは、そういったところも見込んでやられるというところもあるかとは思いますが。

○渡邊博隆教育長 水口委員。

○水口良江委員 14ページの今後の維持更新コストについてです。当初の10年間、15年間ぐらいに維持管理費を予防保全型で長寿命化すべきとの図面になっているかと思います。前にお示しいただいたときに、40年間の平均が1年間6億円でした。今回5億円になっていますので、差額の1億円という数字は結構大きい数字かと思いますが、何か直接的な原因があったのでしょうか。

○事務局 小数点第1位まで見てみると、前回は5.5億円。今回は5.4億円でしたので四捨五入の関係で差額が1億円になってしまいました。表記については、小数点第1位で示したいと思っています。

また、減額の主な原因は、翠小の改築がなくなったことです。

○渡邊博隆教育長 そのほかございませんか。水口委員

○水口良江委員 今回のこの計画は、いわゆる建物の老朽化に伴った見方からすれば、こういう結論です。そういう一つの面の捉え方というふうに考えたらいいのでしょうか。

翠小の検証とか、地域性の問題とか、いろいろな方向性からまた見直して、総合的にこれから伊予市としてどうしていこうかというのを煮詰めていく。この計画は、あくまでも、一つ

の面の結論と理解してよろしいでしょうか。

○渡邊博隆教育長 あくまでも私が理解しているのは、長寿命化のため、建物の長寿命化について今後捉えていく計画案だと思います。だから、例えば先ほど鷹尾委員が言われた、伊予地域における再配置・複合化の検討結果で、人数的に書いていますが、これが10年後、もう5年後になるかも分かりませんが、いろいろな要因によって学校数が一気に減る可能性もないとは言えないですが、今の建物で10年後を見たら、どういうふうな形で手を加えていかなければならないかという内容だけだと理解していますが、この考え方で構わないでしょうか。

○佐々木事務局長 はい。そういう考え方で構いません。

○渡邊博隆教育長 ほかにご意見ありませんか。佐々木局長。

○佐々木正孝事務局長 本日、この教育委員会で、この長寿命化計画について御了解をいただいたということで、企画調整会議に諮り、市長さんを交えた庁議にも上げていきまして、その庁議の中で計画案を意見公募しても良いとの了解を得たら、市民意見公募に付することになります。その中で、市民の皆様方から意見等々がありましたら、そのあたりにつきまして、見直すところがあれば見直したり、市民の意見に対して、市の考え方を回答したりして、手続が済みましたら、この計画の実施になります。

○渡邊博隆教育長 今後の取り扱いについて、局長さんより説明がございました。

そしたら、議案第10号 伊予市学校等施設長寿命化計画の策定について、御承認いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡邊博隆教育長 ありがとうございます。議案第10号は議決されました。

続きまして(2)の報告事項等について、「ア 2月教育委員会行事予定について」学校教育課からお願いします。

○高石指導主事 3月の学校教育課、学校関係の行事について説明を行った。

○渡邊博隆教育長 ありがとうございます。続きまして、社会教育課、お願いします。

○堀内課長補佐 3月の社会教育課の行事について説明を行った。

○渡邊博隆教育長 ありがとうございます。続きまして、「イ 事務局報告事項等について 平成30年度事務事業における行政評価結果の報告」をお願いします。

○佐々木事務局長 平成30年度事務事業における行政評価結果の報告について説明を行った。

○渡邊博隆教育長 「令和元年度3月補正予算、令和2年度当初予算の報告」をお願いします。

○佐々木事務局長・山岡課長 予算について説明を行った。

○渡邊博隆教育長 それでは「ウ その他」ということで、何かありましたらお願いします。

○高石指導主事 卒園式・卒業式の日程及び出席者について報告を行った。

○川本所長 「地域創生フォーラムinいよ」について報告を行った。

○渡邊博隆教育長 以上で2月の定例教育委員会を閉じさせていただきます。

○佐々木事務局長 閉会。

午後4時05分 閉会